

石垣市文化観光振興プラン策定委託業務 基本仕様書

1. 業務の目的

石垣市では、平成28年3月に策定した石垣市観光基本計画〔改訂版〕の理念に基づき、平成29年1月に実施した文化観光シンポジウムをはじめ、同年2月には創造都市ネットワーク日本への加盟を果たすなど、文化観光を通じた、創造的なまちづくりに向けた取り組みを進めている。

このたび、この創造的なまちづくりの推進方針を定めるにあたり、石垣市文化観光振興プランを策定することとなった。

策定にあたっては、文化観光による地域創生の手法として、国連のユネスコや、わが国の文化庁等、国内外で推進されている創造都市の取り組みおよび平成32年に行われる東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における文化プログラムとの連携を見据えた調査研究を進め、島からの創造力を通じて、国内外に対して共創し、影響力をもたらすことを可能とする振興プランを策定するものとする。

2. 業務の内容

石垣市文化観光振興プラン（案）の作成。

（1）石垣市の文化観光振興に対する政策環境調査及び分析

- ① 本市の文化観光振興政策の立案に資する取り組みをしている国内外の自治体（モデル自治体）における同取り組み実現に関する政策環境の調査・分析を行う。調査・分析においては、本市における現状を同じく分析の上、取り行うこと。
- ② 平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会での文化プログラムにおいて本市で実施の可能性がある施策を調査・分析する。
- ③ ユネスコ創造都市ネットワーク加入に向けた調査・分析をする。

（2）石垣市文化観光振興プラン（案）の検討

本業務の目的や背景を勘案し、前述の調査・分析、委員会に基づき、本市の文化観光振興のための基本方針を検討し、提案する。

（3）委員会運営事務

- ① 本市が文化観光振興プラン策定に伴い設置する石垣市文化観光振興プラ

ン策定委員会に参画し、専門家委員および本市職員との調整を図りながら、その運営を行う。(開催予定数：4回)

専門家委員の人選については、委員の案を提示の上、本市職員と十分に協議すること。なお、人選においては、本事業の目的と照らしあわせた実績を持つ専門家を選ぶこと。

- ② 石垣市文化観光振興プラン策定委員会における資料等の作成および議事録の作成を行う。
- ③ 委員への謝金および旅費については、本事業の範囲内において対応する。また、旅費については基本実費分とし、事業完了後は精算するものとする。

(4) 石垣市文化観光振興プラン(案)のとりまとめ

以上の検討成果を基に、「石垣市文化観光振興プラン(案)」を取りまとめる。

3. 委託費用

4,000,000円(消費税および地方消費税を含む。)を委託業務契約の上限額とする。

4. 成果品

本業務の成果品、提出部数および提出期限は、次のとおりとする。

なお、電子媒体は、PDF形式を基本とし、CD-RまたはDVD-Rに書き込みの上、提出すること。

・成果品

石垣市文化観光振興プラン

提出部数 = 電子媒体1部 製本50部

提出期限 = 本市職員と協議の上、定める。